



# 専門職大学の状況

(専門職大学・専門職短期大学・専門職学科)

平成30年10月  
文部科学省高等教育局

# 専門職大学等の制度化について

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける（平成31年4月1日施行）。

※ 専門職大学制度の趣旨を活かし、既存の大学・短大の一部の組織で実践的かつ創造的な専門職業人養成に取り組む「専門職学科」も制度化。

## 法制度の概要

### 1. 目的等

#### ①機関の目的

深く専門の学芸を教授研究し、**専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。**

#### ②学位の授与

課程修了者には、**文部科学大臣が定める学位を授与する。**

### 2. 社会のニーズへの即応

#### ①産業界等との連携

専門職大学等は、**文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。**

#### ②認証評価における分野別評価

専門職大学等の認証評価においては、**専門分野の特性に応じた評価を受ける。**

### 3. 社会人が学びやすい仕組み

#### ①前期・後期の課程区分

専門職大学(4年制)の課程は、**前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。**

#### ②修業年限の通算

実務の経験を有する者が入学する場合には、**文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。**

産業界等との連携により、質の高い専門職業人を育成

## 教育課程の編成方針等

- ◎ **産業界と連携**しつつ、教育課程を自ら開発・開設。不断に見直し。
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」を規定。
- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため**「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。**

## 教 員

- ◎ **必要専任教員数のおおむね4割以上**は、**実務家教員**(専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者)とする。
- ◎ **必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員**(大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績を有する者)とする。
- ◎ 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「**みなし専任教員**」(専任教員以外のものであっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

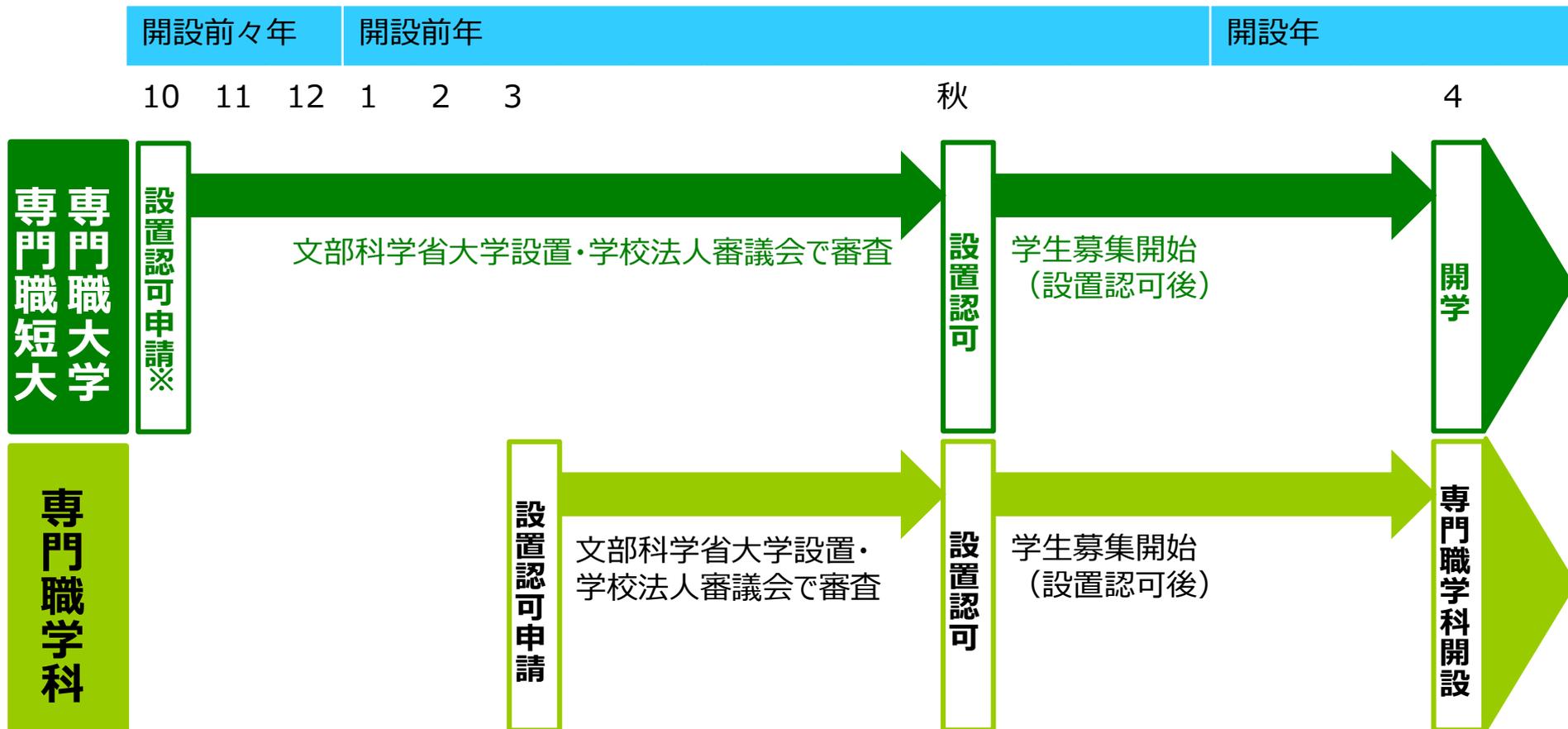
## 教育課程の履修

- ◎ **実習等による授業科目について一定単位数の修得**を卒業・修了要件として規定。〔4年制で40単位以上／2年制で20単位以上〕
- ◎ 上記の実習等による授業科目には、**企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む**。〔4年制で20単位以上／2年制で10単位以上〕
- ◎ **他の教育機関と連携した学修成果の認定(共同教育課程等の規程も整備)**

※ 専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準において規定

# 専門職大学等の開設に向けたスケジュール

設置認可申請のスケジュールは、通常の大学・短期大学と同様。



※ 平成29年申請(平成31年度開学)分に限り、1か月後ろ倒しとなっている。

開設申請大学等  
申請分野  
(平成31年度開設分)

【大学】 (専門職学科の設置申請分を含む)

- ・医療・保健分野: 9校
- ・工学分野: 1校
- ・調理分野: 1校
- ・ファッション分野: 1校
- ・経営分野: 2校

【短期大学】

- ・動物看護分野: 1校
- ・調理分野: 1校
- ・医療・保健分野: 1校

➡ 認可: 1校 (高知リハビリテーション専門職大学)、審査継続 (保留): 2校